

# 品川区職員および教職員褒賞要綱

(制定 昭和58年 9月30日区長決定 要綱第 42号)  
(改正 平成19年 4月 1日区長決定 要綱第 64号)  
(改正 平成27年11月26日区長決定 要綱第504号)

## 第1 目 的

この要綱は、区政に貢献した職員、教職員およびそれらの者で構成している組織に対し褒賞の意を表わし、その功労に報いることを目的とする。

## 第2 対 象

この要綱による褒賞の対象となる者は、次の各号の一に該当するものとする。ただし、同一の事由により、品川区職員および教職員表彰条例第2条に基づき表彰された者を除く。

- 1) 職務に関して努力し、他の模範となる者
- 2) 担当事務に精通し、成績優秀なる者
- 3) 職務の内外を問わず、地域貢献等の取り組みを行い、その功績が顕著である者

## 第3 手 続

所属部長（行政委員会等を含む。）は、対象となるに値する事由が発生したときは、その内容を明らかにする書面を添えて区長に申請する。

## 第4 決 定

区長は、前項による申請を受けた場合は、品川区職員および教職員表彰審査会の意見を聴き、褒賞の可否を決定する。

## 第5 褒賞の方法

褒賞の方法は、褒状および記念品を贈呈して行う。

## 付 則

この要綱は、昭和58年10月1日から適用する。

## 付 則

この要綱は、平成19年4月1日から適用する。

## 付 則

この要綱は、平成27年11月26日から適用する。